

京都市保健福祉局指定管理者選定等委員会の公開取扱要領

(公開の方法)

第1条 会場に傍聴者席を設ける。

2 会議資料（京都市情報公開条例等に規定する非公開情報に係るものは除く。）は、傍聴者の全員に配布する。

3 会場に傍聴者意見票を備え、会議終了後、これを回収する。

4 委員長は、会議の公正かつ円滑な運営を進めるため、必要と認める場合は、傍聴者に退場を命じることができる。

(公開の周知)

第2条 会議の開催ごとに広報発表を行う。

(公開の定員)

第3条 傍聴者の定員は、10名程度（ただし、会場の都合により変動する。）とし、傍聴希望者には、会議の開催会場において、会議開始1時間前から30分間整理券を配布する。

2 傍聴希望者は先着順とし、傍聴希望者が定員に達するか又は配布時間が経過した時点で整理券の配布を終了する。

(会議における遵守事項)

第4条 傍聴者が、会議中の質問、発言及び会議の公正かつ円滑な運営を妨げる行為等を行うことを禁止する。

2 傍聴者が、委員長の許可なく、会場内で写真撮影及び録音を行うことを禁止する。

3 傍聴者は、退場を命じられたときは、速やかに退場する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月7日から施行する。